

国立国語研究所個人情報保護規程

令和 5年 6月13日
国語研規程第103号

(趣旨)

第1条 国立国語研究所の保有する個人情報の保護及び適切な管理のための必要な措置については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び人間文化研究機構個人情報保護規程(人間文化研究機構規程第163号。以下「機構規程」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(保護担当者)

第2条 機構規程第5条に掲げる「保護担当者」は研究主幹、各センター長及び管理部の各課長(室長)をもって充てる。

(苦情相談の窓口)

第3条 機構規程第41条第2項に掲げる「苦情相談の窓口」は総務課総務・企画係とする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年6月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 国立国語研究所保有個人情報保護規程(国語研規程第37号)は、令和5年3月31日をもって廃止する。